

1 一、田町工場之周又ニ休

2 解雇手続トシテ一人金百五十圓ヲ支給スルコト

3 右ハ従業員側ニ於テ撤回スルコト

4 一、田町工場従業員ニ関スルニ休

5 右ハ会社ニ於テ工場新設ノ場合ハ前出ノ工場従業員ヲ

6 三、経済上許シ限リ優先的ニ採用スルコト

7 一、臨時出勤ニ関スルニ休

8 臨時出勤ノ場合ハ三割増トスルコト

9 一、会社ハ田町工場閉鎖ニ基テ大森、幡二、新田工場迄

10 事業ノ息業中一大森工場七日由、幡二工場二日由、新田工場一日

No.